	第30回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年9月10日（木）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行
４．欠席委員 1名	14番　福崎　智幸
５．事務局	事務局職員　5名
事務局	ただいまより第30回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第30回定例総会を開催いたします。 本日の出席は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名されて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に6番の齊木委員、11番の秋吉委員、書記は事務局の鶴田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南に約500m の距離に位置した農地であり、現地はナス、オクラ、サトイモ、ブルーベリーが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、を各1台、耕運機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約68a となります。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2ページ1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 竹中駅より西に約4.2kmの距離に位置した農地であり、現地3069-1,3124-1,3523は水稲が栽培されており、3109-3,3682,3607は果樹が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲及び果樹を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有している。なお、契約成立後の経営面積は約83a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
議長	なければ、次の2ページ２番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東に約400m の距離に位置した農地であり、保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクターを3台、耕転機、運搬車を各2台、コンバイン、ユンボを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は利用権同時申請分を併せて約131a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	続きまして、3ページ　３番は、20ページ第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画のための審議　1番と関連がありますので、大南地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	３ページ３番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北へ約1.3km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地では露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、土揚機、耕運機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は同時申請分と併せて約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。続いて２０ページ１番です。申請地の土地の表示、申請書等については議案のとおりです。現地調査報告です。申請地は大分市大南公民館より北西へ約950mの距離に位置した農地であり、現地はネギ、

	ニガウリ、マクワウリ等の露地野菜が栽培されていた。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地で露地野菜を栽培予定です。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ1番について坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より東に約1kmの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約89a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、4ページ　2番の審議を行う前に、第５号議案　農地所有適格法人の認定について審議します。３２ページについて事務局から説明してください。
事務局	法人の名称、所在地、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行

	役員要件については議案の通りです。訂正があります。売上高（見込み）が６００万円になっておりますが、６０００万円の誤りです。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は認定いたします。 戻りまして、4ページ　2番について審議します。坂ノ市地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より西に約1.5km に位置している農地であり、現地は腰の丈ほどの草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてレモンを栽培する予定です。農機具はトラクターを4台、コンバインを3台、軽トラックを2台、ブームスプレーヤ、1t トラック、2t ダンプ、4t ユニック、フォークリフトを各1台所有している。なお、契約成立後の経営面積は臼杵市の経営面積とあわせて約939a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　1番について審議します。鶴崎地区の委員さん、現

	地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告3番です。申請地は、大分市立明治北小学校より南東に約300mの距離に位置した農地であり、現地は腰の丈ほどの草が生えていた。譲受人の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において園児に農作業体験をさせることを目的として露地野菜を栽培する予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より2474番1、2491番1、2505番は南西に約1km、4127番1、4127番3、4127番4は南に約760m の距離に位置する農地であり、現地は2474番1はナス、オクラ、ピーマン、2491番1はカボス、2505番はニラ、4127番1、4127番3、4127番4は水稲が栽培されていた。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地2474番1、2491番1、2505番においては露地野菜、4127番1、4127番3、4127番4においては水稲を栽培予定である。農機具はトラクター、田植機、耕運機を各1台所有している。なお、契約成立後の経営面積は約52a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に6ページ　農地法第4条許可申請　1番について、 稙田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立宗方小学校より南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、水管、下水管が埋設されている市道の沿道であって、500m以内に２つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に７ページ　1番について、佐賀関地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より東へ約180mの距離に位置した農地であり、現地は既に貸資材置場として利用されていた。転用者の状況です。本申請は、貸資材置場として利用するものであるが、既に転用済みのため始末書提出済である。農地区分です。申請地は、農地の広がり

	もなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に８ページ　農地法第４条許可処分の取消願について、事務局から報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。 借人との間で、賃貸条件が合意に至らず、貸資材置場としての計画が消滅したため、今回取消願ということです。稙田・野津原地区審議会で審議していただいたところ、取消相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、次に９ページ　農地法第５条許可申請　１番について、野津原地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、野津原市民センターより南東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、事務所、資材置場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、次に９ページ　農地法第５条許可申請　２番について、野津原地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
１２番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は第2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第1号議案について農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当、第4条許可処分の取消願は許可取消といたします。

	続きまして、10ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より東へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲を栽培します。農機具は2ｔトラック、トラクターを各2台、軽トラック、スキャットローダー、ロールベーラー、ラッピングマシン、レーキを各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約786a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、11ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
6番齊木委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より北東へ約1.2km の距離に位置した農地であり、現地は596番は保全管理、597番は長ネギが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では野菜を栽培します。農機具はトラクター、管理機、草刈機、溝堀機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約115a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、12ページ　1番と2番は関連がありますので坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より南東へ約200m の距離に位置した農地であり、現地はイチゴの高設栽培ハウスが建っていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で、申請地ではイチゴを栽培します。農機具は耕運機、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約13a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、13ページ　1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番和田委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクター、動力噴霧機、草刈機を各2台所有している。利用権設定後の経営面積は約99a となります。

	地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の14ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ここまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、１８ページからの　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について植田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。

	申請地は、博愛病院より南東へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、バインダ、草刈機を各2台、乾燥機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約55a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、１９ページ　2番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稲を栽培します。農機具は大型トラック、トラクター、コンバイン、田植機を各1台、草刈機を2台所有しています。利用権設定後の経営面積は約２７a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、１９ページ　3番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

８番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、稙田市民行政センターより南東へ約700m の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、トラック、軽トラック、籾摺機を各1台、乾燥機、草刈機を各3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約144a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の20ページ　1番については第１号議案に関連して報告をいただいてますので、２１ページから３０ページまでの再設定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第３号議案について採決します。 第３号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第３号議案は承認いたします。 それでは、次に３１ページの第４号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議です。説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請地は荷尾杵地区に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていた。農地中間管理事業で公社を通じた３者契約である。配分先は水稲を栽培予定である。契約成立後の経営面積は約294a となる。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であるとの意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第４号議案について採決します。 第４号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第４号議案は承認いたします。 それでは第５号議案は審議・採決をしていますので、次に、３３ページ第６号議案　非農地証明願　１番について事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、ＪＲ竹中駅より西へ約4.2kmの距離に位置した農地であり、

	3073番1は法面で、3110番は川の中にあり、昭和３０年頃より原野化していた。地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、３４ページ　１番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南東約800m に位置する農地であり、現地は宅地として昭和４８年頃から利用されていた。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ第６号議案について採決します。 第６号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第６号議案は非農地決定いたします。 続きまして、３５ページ　第７号議案　農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議　１番について稙田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

８番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立新生支援学校より東へ約600m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。分家住宅として利用するものである。農振解除後は第１種農地に該当する。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、３５ページ２番について稙田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
８番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より東へ約１ｋｍの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。貸資材置場用地として利用するものである。農振解除後はその他２種農地に該当する。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、３６ページ　３番について、稙田地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
８番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬小学校より北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていた状態でした。農家住宅として利

	用するものである。農振解除後は第１種農地に該当する。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、３７ページ　１番と２番は関連がありますので、坂ノ市地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、１番は既に進入路・駐車場として利用されていたので始末書提出済である。２番は農地として利用されていて分家住宅として利用するものである。農振解除後は第１種農地に該当する。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、３８ページ　１番について、鶴崎地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
３番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分スポーツ公園の南東約1kmの距離に位置した農地であり、現地は農地として利用されていた。転用者は分家住宅として利用するものである。農振解除後はその他２種農地に該当する。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	第７号議案について採決します。第７号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第７号議案は承認します。 それでは、次に３９ページ　第８号議案　特定農地貸付法に基づく市民農園の変更について、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田ノ口公民館より北に約200mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。１区画３９㎡から１１４㎡の農地１８区画の市民農園のうち、１２区画を廃止し、１区画３９㎡から５３㎡の６区画に変更するものです。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません
議長	第８号議案について採決します。第８号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）

議長	全員賛成ですので、第８号議案は承認します。 それでは、次に４０ページからの第９号議案は報告事項ですから、説明は事務局からお願いします。
事務局	４０ページから４１ページは農地法３条の３届出で、相続等により農地を取得した届出が合計で４件でています。４２ページから４３ページについては農地法第４条第１項第８号届出で、市街化区域の農地を所有者が転用する届出が合計で１０件出ています。４４ページから４９ページは、農地法第５条第１項第７号届出で、市街化区域の農地で権利移動を伴う転用の届出が合計で５４件出ています。次に５０ページから５２ページになります。農地法第１８条第6項通知で、３条と利用権、中間管理事業について双方合意での解約の通知が７件出ています。最後になりますが、５３ページです。農地について条件付権利の仮登記が１件出ています。以上が９号議案の報告事項です。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	なければ、これで第30回定例総会を閉会します。